

令和8年4月2日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病004
- (2) 調達件名 大阪大学医学部附属病院 遺伝学的検査業務委託
難病ゲノム等関連解析 計4件
- (3) 請負期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 衛生検査所として都道府県知事の登録を受けている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
電話 06-6879-5280
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年4月10日 17時15分
※2.見積参加資格(3)を確認出来る書類も合わせて提出

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

請負名：大阪大学医学部附属病院 遺伝学的検査業務委託 難病ゲノム等関連解析 計 4 件

1. 国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が発注する遺伝学的検査業務委託は本仕様書により行うものとする。
2. 契約期間は令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、契約期間満了日の 2 ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和 11 年 3 月 31 日を越えないものとする。
3. 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 本契約は別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. その他詳細については、発注者と受注者との協議によるものとする。

【仕様】

- (1) 検査項目（作業名称）及び作業仕様は別紙①のとおりとする。なお、検査の精度管理を担保するため、下記検査項目は受注者によって受託されることを必須とする。
- (2) 検査の発注及び報告は、紙媒体あるいは電子媒体で行うものとし、様式は本院が指定するものとする。なお、紙媒体あるいは電子媒体は受注者が用意するものとする。
- (3) 検体の本院から受注者への受け渡しは、本院の指定する日時に（原則として、土、日、祝日及び年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）本院臨床検査部あるいは発注者の指定する場所にて、本院担当職員の確認を受けて受注者が搬出するものとする。
- (4) 検査項目に応じて、本院内（本院オンコロジーセンター 5 階）で速やかに遠心分離や分注などの必要処理を行うこととし、「DNA 抽出作業」は本院内で完結することとする。
- (5) 本院内で行われる請負業務に使用する機器は受注者負担で用意するものとし、必要な機器は本院オンコロジーセンター 5 階に設置するものとする。なお、今後業務に必要な機器が出てきた場合、受注者側で用意するものとし、機器に係る工事の費用分界点は発注者と受注者との協議によるものとする。
- (6) 受注者が用意する機器に係る保守点検及び定期点検については、受注者負担とする。
- (7) 受注者は、納期内に、検査報告及び納品物を発注者に提出するものとする。
- (8) 発注者は、検査結果に疑義のある場合は、受注者に対し直ちに再検査及びその他適切な処置を指示することができる。またその前検査内容の詳細を報告しなければならない。なお、これらに要する費用は、前検査費用に含まれるものとする。
- (9) 納品検体を入れる容器の準備は受注者が行うものとする。
- (10) 本仕様書に定められていない事柄については、発注者と受注者との協議のうえ決定することとする。

遺伝学的検査委託業務 難病ゲノム等関連解析

No.	検査項目 (作業名称)	作業仕様	契約期間 予定件数	納期	提供物	納品物	納品 場所
1	DNA 抽出 (BL)	<ul style="list-style-type: none"> •NucleoSpin Blood (200μL) または NucleoSpin Blood L (2mL) を使用。 •二本鎖 DNA 定量 (Qubit 定量) を行う。 •回収量は補償されない。 •10 本のチューブに分割して納品する。 	4 件	開始後～1 週間 (8 検体充足後処理開始)	血液 2mL	DNA 溶液 (10 本のチューブに分割して納品)	発注元
2	全エクソーム解析 A (臨床グレード)	<ul style="list-style-type: none"> •Twist KCMB Exome Nanbyome (パネルサイズ 57Mb) を使用 •総データ量 100Gbase シーケンスデータ取得 •fastq ファイル納品 •その他受託案件との相乗対応可能 	53 件	納期 12 週間 (3 か月) または 7 検体充足後処理開始後～6 週間	DNA 溶液	fastq ファイル	発注元
3	全エクソーム解析 B (臨床グレード)	<ul style="list-style-type: none"> •Twist KCMB Exome Nanbyome (パネルサイズ 57Mb) を使用 •総データ量 200Gbase シーケンスデータ取得 •fastq ファイル納品 •その他受託案件との相乗対応可能 	8 件	納期 12 週間 (3 か月) または 15 検体充足後処理開始後～6 週間	DNA 溶液	fastq ファイル	発注元
4	サンガーシーケンス 解析シングル (臨床グレードおよび研究グレード)	<ul style="list-style-type: none"> •血液から核酸抽出 •ゲノム上の指定塩基を含むようにゲノム上の 1 領域に Primer 設計 •PCR および PCR 産物精製 •シーケンス反応 •シーケンス •納品 	15 件	納期 12 週間 (3 か月) 以内	<ul style="list-style-type: none"> •血液 1mL 以上 (真空密封型採血管 EDTA-2K (または Na) 顆粒) または DNA 溶液 •検査依頼書 (遺伝子名、hg38 でのゲノムポジション、RefSeq ID (NM_で始まるもの)、コーディング DNA の番号 (c.) と配列の変化、アミノ酸情報 (あれば)) 	シーケンス波形データファイル (ab1 ファイル)	発注元

見 積 書

調達番号：医病004

調達件名：大阪大学医学部附属病院 遺伝学的検査業務委託 難病ゲノム等関連解析 計4件

見 積 金 額 合計 金 円也
(単価は別紙内訳書のとおり)

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

	検査項目(作業名称)	予定件数	単価	金額
1	DNA抽出(BL)	4		
2	全エクソーム解析 A (臨床グレード)	53		
3	全エクソーム解析 B (臨床グレード)	8		
4	サンガーシーケンス解析シングル (臨床グレードおよび研究グレード)	15		

合計	
----	--

※金額欄には予定件数と単価(消費税額及び地方消費税額を除く)を掛けた金額を記入

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学医学部附属病院 遺伝学的検査業務委託 難病ゲノム等関連解析 計4件

請負代金額 別紙内訳書のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 坂田 泰史 と受注者との間において、上記請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。ただし、検体検査関連の法令等により取り扱いが異なる場合はこの限りではない。

第4条 契約期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。なお、契約期間満了の2か月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和11年3月31日を超えないものとする。

2 前項に定めた契約期間中、国立大学法人大阪大学医学部附属病院から提示される仕様書で求めた基準を満たさない場合、発注者は、契約を解除することができるものとする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、検査報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院の所定の診療科に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第三係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 坂田 泰史

受注者

別紙

内 訳 書

(単位：円)

No.	検 査 項 目 (作 業 名 称)	契 約 単 価	う ち 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額
1	DNA抽出(BL)		
2	全エクソーム解析 A (臨床グレード)		
3	全エクソーム解析 B (臨床グレード)		
4	サンガーシーケンス解析シングル(臨床グレードおよび研究グレード)		

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。